

会員規則

第1条（目的）

国際武道連合会勇士會館東京西支部（以下、「本道場」といいます。）は、空手の稽古を通じて心身の鍛錬を図るとともに、本道場と空手の指導を受ける者の権利義務関係を明確にする目的で、会員規則（以下、「本規則」といいます。）を定めます。

第2条（会員制）

- 1 本道場は、会員制とし、会員に対して、空手の指導を行います。
- 2 本道場は、本道場が特に必要と認めた場合、会員以外の者による道場の利用を認めます。この場合、当該利用が認められた者も、本規則で定める会員と同様の義務を負います。

第3条（会員資格）

会員資格は、次の各号に定める通りとします。

- ① 満4歳以上の年齢であること。
- ② 空手の稽古に堪えうる健康状態であること。但し、一時的な体調不良を除く。
- ③ 入会金、月会費、年会費、道着代、その他本道場の利用に必要な費用（以下、これらを総称して「諸費用」といいます。）を支払うこと。
- ④ 刺青、タトゥー、その他これらに類するもの（以下、「刺青等」といいます。）を身体に施していないこと。但し、刺青等を隠す等、本道場の定める条件を遵守する場合はこの限りではない。
- ⑤ 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます。）に該当しないこと。
- ⑥ 過去に本道場から除名されていないこと。
- ⑦ 空手の稽古にふさわしい身なりであること。
- ⑧ 本規則を遵守すること。

第4条（活動の場所）

- 1 本道場は、次の各号に定める場所において、活動を行います。
 - ① 秋津道場：東京都東村山市秋津町5丁目12番地5
 - ② 仙川道場：東京都調布市仙川町1丁目18番地25
 - ③ その他本道場が指定する場所

- 2 会員は、本道場に事前に申請し、本道場の許可を受けることで、前項以外の場所においても活動できます。

第5条（活動の時期）

- 1 本道場は、活動の時期及び時間帯を定め、本道場の定める方法により、会員に告知します。
- 2 前項の規定にかかわらず、本道場は、次の各号に定める場合、活動を休止することができます。
 - ① 天災地変、気象災害、地震その他不可抗力等があったとき、又はその恐れがあるとき。
 - ② 活動場所の改造、増改築、修繕、整備又は点検を要するとき。
 - ③ 指導者が参加できないとき。
 - ④ 社会情勢の著しい変化があったとき又はその恐れがあるとき。
 - ⑤ 諸般の事情により本道場が活動を休止すべきと判断したとき。
- 3 会員は、前項により本道場が活動を休止した場合であっても、通常の諸費用を負担します。

第6条（入会手続）

- 1 本道場への入会を希望する者は、本道場の定める入会申込書及び本道場の求める書類並びに入会時の諸費用を添えて申し込みを行い、本道場が承諾したときに、本道場の会員となります。
- 2 会員は、前項の申し込みに当たり、本人確認資料その他本道場が求める資料を、本道場に提示しなければなりません。
- 3 本道場への入会を希望する者が未成年である場合、入会を希望する者は、親権者の同意を得て申し込みを行います。この場合、親権者及び会員は、本規約に基づく会員としての責任を連帯して負担します。
- 4 本道場の会員たる地位は一身専属のものであり、他の者に譲渡できません。

第7条（届出内容変更手続）

- 1 会員は、入会申込書に記載した内容その他本道場に届け出た内容に変更があったときは、本道場の定める方法により、速やかに変更を届出なければなりません。
- 2 会員は、前項に定める変更の届出に当たり、本道場から、本人確認資料その他本道場が確認を要すると認める資料の提示を求められたときは、速やかに提示しなければなりません。

第8条（諸費用）

- 1 本道場は、諸費用の内訳、支払方法及び支払期日を、別紙「会費等のご案内」として定めます。
- 2 会員は、本道場の定める諸費用を、本道場の定める方法で、本道場の定める期日までに支払います。
- 3 本道場は、本道場の運営上必要と判断した場合又は経済情勢の変動に応じて、諸費用を変更することができます。
- 4 本道場は、別紙「会費等のご案内」で定める場合を除き、いったん支払われた諸費用を返還しません。

第9条（保険契約）

- 1 会員は、本道場の指定する保険契約（スポーツ活動に起因する事故を補償する保険。以下同じ。）に加入しなければなりません。
- 2 会員は、毎年度、本道場の指定する保険契約を更新しなければなりません。

第10条（個人情報保護）

本道場は、会員の個人情報を、本道場の定める「個人情報保護方針」にしたがって管理します。

第11条（会員の義務）

会員は、次の各号に定める義務を負担します。

- ① 本道場が定める諸費用を、本道場が定める期日までに支払うこと。
- ② 本道場の定める保険契約に加入すること、及び加入した保険契約を毎年度更新すること。
- ③ 本道場における活動において、本道場の指導者の指示に従うこと。
- ④ 本道場が求める場合、本人確認資料その他本道場が確認を求める資料を提示すること。
- ⑤ 本規則その他本道場の定める諸規則を遵守すること。

第12条（禁止事項）

会員は、次の各号に定める行為をしてはいけません。

- ① 他の会員（会員の親族を含む。以下、この条及び第21条において同じ。）若しくは指導者又は本道場に対する、誹謗又は中傷。
- ② 他の会員又は指導者に対する、殴打、圧迫若しくは拘束等の暴力行為、大声若しくは奇声を発する等の威嚇行為、進行方向を遮る等の迷惑行為、又は物を投げる、

壊す若しくは叩く等の恐怖を与える危険な行為。

- ③ 本道場に備え付けられた施設、器具又は備品の損壊又は持ち出し。
- ④ 他の会員又は指導者に対し、待ち伏せし、後をつけ、付きまとい、又はみだりに話しかける等の行為。
- ⑤ 正当な理由なく、面談、電話その他方法で、他の会員又は指導者に迷惑を及ぼす行為。
- ⑥ 痴漢、のぞき、露出若しくは唾を吐く等、法令又は公序良俗に反する行為。
- ⑦ 刃物等の危険物、法令で所持を禁じられた禁制品、又は高額な金銭若しくは財物の、道場内への持ち込み。
- ⑧ 他の会員又は指導者に対する、物品販売、営業活動、勧誘、宗教活動、政治活動又は署名活動。
- ⑨ 他の会員又は指導者との間の、金銭貸借又は不貞行為
- ⑩ 本道場の管理する個人情報の持ち出し又は利用。但し、本道場の承諾がある場合を除く。
- ⑪ 本道場内の撮影、録音又は録画。但し、撮影される会員の承諾がある場合を除く。
- ⑫ 本道場内で撮影された写真若しくは動画又は録音された音声を、公開又は頒布する行為。但し、本道場の承諾がある場合を除く。
- ⑬ 自ら空手道場を設立する行為。但し、本道場の承諾がある場合を除く。
- ⑭ 本道場の会員を、本道場以外の道場の会員となるように勧誘する行為。
- ⑮ 刺青等を身体に施すこと。但し、刺青等を隠すなど、本道場の定める条件を遵守する場合はこの限りではない。
- ⑯ 空手の稽古にふさわしい身なりを整えないこと。
- ⑰ 本道場の秩序を乱す行為。
- ⑱ その他、本道場が会員としてふさわしくないと認める行為。

第13条（利用制限）

1 本道場は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、当該会員に対して、本道場の利用を制限又は禁止することができます。

- ① 支払期日を過ぎた諸費用の支払いを確認できないとき。
- ② 保険契約の加入又は更新を確認できないとき。
- ③ 本道場の求める本人確認資料その他資料の提示を拒絶するとき。
- ④ 感染症に感染しているおそれがあるとき。
- ⑤ 空手の稽古に堪えうる健康状態でないおそれがあるとき。
- ⑥ 指導者の指示に従わないおそれがあるとき。
- ⑦ 他の会員に対して粗野な言動を行うおそれがあるとき。

⑧ 本規則に違反するとき。

- 2 本道場は、前項の会員が本道場の利用の制限又は禁止によって被った損害について、賠償する責任を負いません。
- 3 第1項により本道場の利用を制限又は禁止された会員は、通常の諸費用を負担します。

第14条（写真及び動画の利用）

- 1 本道場は、本道場の記録及び広報宣伝活動に使用するため、本道場の活動を撮影、録音又は録画できます。
- 2 会員は、本道場が撮影、録画又は録音した会員の写真、動画又は音声を、本道場の広報宣伝活動その他本道場が必要と認める目的で使用することを承諾します。

第15条（持込物に関する責任）

- 1 本道場は、会員が道場に持ち込んだ物を預かりません。
- 2 会員は、本道場に持ち込んだ物について、自己の責任で管理します。
- 3 本道場は、会員が道場に持ち込んだ物の滅失又は毀損について、賠償する責任を負いません。

第16条（損害賠償責任）

本道場は、会員が本道場における活動によって被った損害に対して、本道場に故意または重大なる過失がある場合を除き、当該会員の加入する保険契約による補償を限度として、当該損害を賠償する責任を負います。但し、当該会員は、保険契約に基づく、保険金の支払いを受けたとき又は保険金の受け取りを拒絶したとき若しくは保険金の請求を行わなかったときは、本道場に損害の賠償を請求することはできません。

第17条（休会）

- 1 会員は、本道場の稽古に参加することが困難となる事情がある場合、本道場の承諾を得て、休会することができます。
- 2 休会を希望する会員は、本道場の定める休会申請書を、本道場の定める期日までに、本道場の定める方法により提出しなければなりません。
- 3 休会中の会員は、本道場を利用することはできません。
- 4 休会中の会員は、休会に応じた諸費用を負担します。但し、休会手続きが完了するまでの間、休会前の諸費用を負担します。

第18条（退会）

- 1 会員は、退会することができます。
- 2 退会を希望する会員は、本道場の定める退会届を、本道場の定める期日までに、本道場の定める方法により提出します。
- 3 退会を希望する会員に未納の諸費用があるときは、退会を希望する会員は、前項に定める退会届の提出と併せて、未納の諸費用を支払います。
- 4 退会を希望する会員は、退会手続きが完了するまでの間、退会前の諸費用を負担します。
- 5 前2項の定めに関わらず、入会后3カ月以内に退会を希望する会員は、第2項に定める退会届の提出とあわせて、入会后3カ月以内に要する諸費用相当額から支払い済みの諸費用を差し引いた金額を、本道場に支払います。

第19条(除名)

- 1 会員が次の各号のいずれかに該当する場合、本道場は、当該会員を除名することができます。
 - ① 反社会的勢力に該当することが判明したとき。
 - ② 本道場における活動において、本道場の指導者が再三注意したにも関わらず、指導者の指示に従わないとき。
 - ③ 諸費用の支払いを3カ月以上滞納したとき。
 - ④ 入会申請書の記載内容又は本道場に届け出た内容が虚偽であることが判明したとき。
 - ⑤ 本道場の求める本人確認資料その他資料の提示を拒絶するとき。
 - ⑥ 退会の意思を示すものの退会届を提出しないとき。
 - ⑦ 本規則その他本道場の定める諸規則に違反したとき。
- 2 本道場は、除名された会員が除名により被った損害について、賠償する責任を負いません。
- 3 除名された会員は、除名前の諸費用の支払いに関する手続きが完了するまでの期間に相当する諸費用相当額を、本道場に支払います。

第20条(会員資格の喪失)

会員は、次の各号のいずれか該当したときは、会員資格を失います。

- ① 退会したとき。
- ② 除名されたとき。
- ③ 死亡したとき。

第21条(会員資格喪失後の義務)

会員であった者は、会員資格を喪失した後も、次の各号に定める義務を引き続き負担します。

- ① 本道場の会員若しくは指導者又は本道場に対する、誹謗又は中傷を行わないこと。
- ② 本道場の管理する個人情報を利用しないこと。
- ③ 本道場内で撮影、録画又は録音された写真、動画又は音声を、公開又は頒布しないこと。
- ④ 自ら空手道場を設立しないこと。
- ⑤ 本道場の会員を、本道場以外の道場の会員となるように勧誘しないこと。

第22条（反社会的勢力の排除）

1 会員は、本道場に対し、次の各号の事項を表明し、将来にわたり確約します。

- ① 自らが、反社会的勢力ではないこと。
- ② 反社会的勢力と次の関係を有しないこと。
 - ア 自らもしくは第三者の不正の利益を図る目的、又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用していると認められる関係
 - イ 反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与している関係
 - ウ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係
- ③ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと。
- ④ 自ら又は第三者を利用して、本道場に対して、次の行為をしないこと。
 - ア 暴力的な要求行為
 - イ 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ウ 脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - エ 風説を流布し、偽計又は威力を用いて本道場の業務を妨害し、又は信用を段損する行為
 - オ その他これらに準ずる行為

2 会員は、次のいずれかに該当した場合、直ちに本道場を退会します。

- ① 前項第1号または第2号の確約に反する表明をしたことが判明した場合
- ② 前項第3号の確約に反し契約をしたことが判明した場合
- ③ 前項第4号の確約に反した行為をした場合

3 前項の規定により退会した会員は、退会により生じる損害について、本道場に対して一切の請求を行いません。

第23条（連絡方法）

1 本道場は、本道場の管理するウェブサイト連絡事項を掲載することで、本道場の

連絡事項を、全ての会員に告知します。

- 2 本道場は、会員が届出た連絡先に通知することで、個別の会員に対する連絡事項を、個別の会員に通知します。
- 3 本道場が個別の会員に通知したものの、当該通知が当該会員に到達しなかった場合、当該通知は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなします。

第24条（規則の改正）

- 1 本道場は、本規則その他本道場の定める諸規則を改正することができます。
- 2 改正した本規則その他本道場の定める効力は、改正したときから、全ての会員に及びます。ただし、本道場がこれと異なる定めをしたときは、それに従います。

付則

この会則は、2025年4月1日から施行します。